

消防救第305号
平成24年12月27日

各都道府県消防防災主管部局長 殿

物品管理官
消防庁総務課長
(公印省略)

総務省消防庁所有の救急隊員の教育・訓練資機材無償貸与に係る事務手続等について

標記の件について、平成21年度より、貴都道府県管下消防本部（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「貴管下消防本部」という。）に対して、総務省消防庁所有の救急隊員の教育・訓練用人形を無償貸与しているところですが、「総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第8号）により、当該無償貸与は、1年を越えて行うことができないため、毎年、無償貸与に係る借受申請書等の提出をお願いしているところです。

今般、標記の事務手続等について、下記のとおりといたしますので、貴管下消防本部に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 無償貸付の対象となる資機材（以下「無償貸付資機材」という。）
救急隊員・訓練用人形
- 2 無償貸付先
全国の各消防本部
- 3 無償貸付の根拠
「総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」という。）第3条第3号（別紙参照）
- 4 無償貸付期間（省令第4条）
貸付期日から1年とする（年度途中に無償貸与を開始する場合は当該年度の年度末までの期間とする）。
- 5 無償貸付の条件（省令第5条）

省令第5条によるとともに、無償貸付資機材を廃棄することとなった場合、廃棄に要する費用は、借受人において負担すること。

6 無償貸付等の手続き

無償貸付等の手続きに関する各種申請書類の提出にあたっては、貴職において貴管下消防本部分を取りまとめのうえ、消防庁救急企画室あて提出すること。

(1) 借受申請書の提出（省令第6条）

毎年度継続して無償貸付資機材を貴管下消防本部が借受けする場合、貴職において貴管下消防本部の借受申請書（様式1）及び様式Aを取りまとめ、下記の担当者へ平成25年1月15日（火）までにメールにて提出願います。

(2) 貸付承認通知書の交付（省令第7条）

借受申請書を消防庁が受領し、当該借受申請書を審査し、無償貸付を許可する場合は、消防庁から貴管下消防本部あて貸付承認通知書（様式2）を貴職に送付しますので、貴職において貴管下消防本部へ伝達願います。

(3) 借受書の提出（省令第8条）

貴管下消防本部において、無償貸付承認通知書を受領した後、借受書（様式3）を作成し、貴職において貴管下消防本部分を取りまとめのうえ下記の担当者へ平成25年2月22日（金）までにメールにて提出願います。

7 その他

(1) 無償貸付資機材は、貴管下消防本部において適正に管理するとともに、省令に留意すること。

(2) 亡失・損傷の報告（省令第5条第1項第9号）

無償貸付資機材を亡失し又は損傷したときは、様式4により、事案発生の都度、消防庁あてに報告すること。

(3) 貸付物品についての報告（省令第5条第1項第10号）

無償貸付資機材の使用状況等について報告すること（報告様式等については、別途通知をいたします）。

※本事務手続については、事務簡素化を図り、全て公印省略による処理としておりますので、郵送での提出は必要ありません。

(担当者)

消防庁救急企画室

草野係長、玉岡事務官

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539

E-mail h.tamaoka@soumu.go.jp